

高等教育を取り巻く環境・制度の変化等について

1 大学制度改革

第4次産業革命、Society5.0といわれる大きな社会構造の変化に対応する教育環境の革新が求められていること、18歳人口の大幅な減少が予想される中で大学の数が増加し続け、定員割れの大学が増加していることなどから、中央教育審議会において高等教育に関する審議が重ねられ、高等教育改革の指針として位置づけられる「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」が平成30年11月に答申されました。

〔新たなガバナンス体制〕

① 国立大学の「一法人複数大学制」の導入

令和元年5月に、「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立。

一法人化をめざしている岐阜大学と名古屋大学が、令和2年4月に「国立大学法人東海国立大学機構」を設立すると発表した。

② 私立大学の連携・統合の円滑化

令和元年5月に、「私立学校法施行規則等の一部改正について」が通知され、私立大学の学部譲渡が容易になった。

③ 「大学等連携推進法人（仮称）」の導入

国公立の枠組みを越えた連携の仕組み「（一般社団法人）〇〇大学等連携推進法人」の導入とともに、連携を推進するための制度的な見直しを検討中。

④ 「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築

必要とされる教育研究分野、教員や学生の相互交流などのため、複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制として、「地域連携プラットフォーム」の構築を検討中。

2 東京23区内の大学等の収容定員の抑制

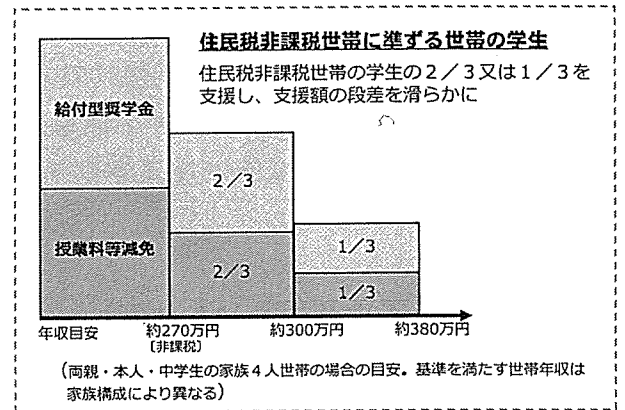
東京への人口の一極集中を是正し、若者が地方で進学、就職しやすい環境づくりを後押しするため、いわゆる「地方大学振興法」が、平成30年に成立しました。

東京23区内の大学等の収容定員を令和10年3月末までの10年間、原則として増加させることができないこととなりました。

3 高等教育の無償化

支援が必要な低所得者世帯の学生に対し、その修学に係る経済的負担の軽減を図るための制度(授業料及び入学金の減免制度の創設、給付型奨学金の支給拡充)が、令和2年4月から実施されます。

世帯収入	①入学金・授業料の減免	②給付型奨学金
住民税非課税世帯 (年収 270 万円未満)	各学校種で設ける上限の範囲で全額	生活費(住居費、食費など)を支給、返済不要
年収 300 万円未満	非課税世帯の 3 分の 2	
年収 380 万円未満	非課税世帯の 3 分の 1	



① 入学金・授業料の減免

各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用は公費から支出します。

上限額(年額)(住民税非課税世帯)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28 万円	約 54 万円	約 26 万円	約 70 万円
短期大学	約 17 万円	約 39 万円	約 25 万円	約 62 万円
高等専門学校	約 8 万円	約 23 万円	約 13 万円	約 70 万円
専門学校	約 7 万円	約 17 万円	約 16 万円	約 59 万円

② 給付型奨学金

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置します。

給付額(年額)(住民税非課税世帯)

	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短期大学・専門学校	約 35 万円	約 80 万円
国公立 高等専門学校	約 21 万円	約 41 万円
私立 大学・短期大学・専門学校	約 46 万円	約 91 万円
私立 高等専門学校	約 32 万円	約 52 万円

4 私立大学の入学定員管理強化

文部科学省は、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準を平成 28～30 年度にかけて段階的に厳格化する措置を実施しました。

そのことにより、大都市圏を中心とする入学定員超過の適正化に一定の効果が見られたことを踏まえ、令和元年度から予定されていた措置のうち、①「入学定員充足率が 1.0 倍以下の場合の増額措置」は実施することになり、②「令和元年度から、入学定員充足率が 1.0 倍を超える入学者がいる場合、超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する。」としていたことについては、当面実施を見送り、3 年後を目途に実施の要否を検討することとなりました。

[私学助成不交付となる入学定員充足率]

大学の規模（収容定員）	8,000 人以上	4,000～8,000 人	4,000 人未満
平成 27 年度まで	1.20 倍以上	1.30 倍以上	1.30 倍以上
28 年度	1.17 倍以上	1.27 倍以上	
29 年度	1.14 倍以上	1.24 倍以上	
30 年度以降	1.10 倍以上	1.20 倍以上	
令和元年度以降	○上記に加え、①学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）による増額措置 0.90～0.94 + 2%、 0.95～1.00 + 4% ○②1.0 倍超過の場合の学生経費相当額を減額する措置は 3 年間先送り。		

5 就職環境の変化

(1) 就職・採用活動時期

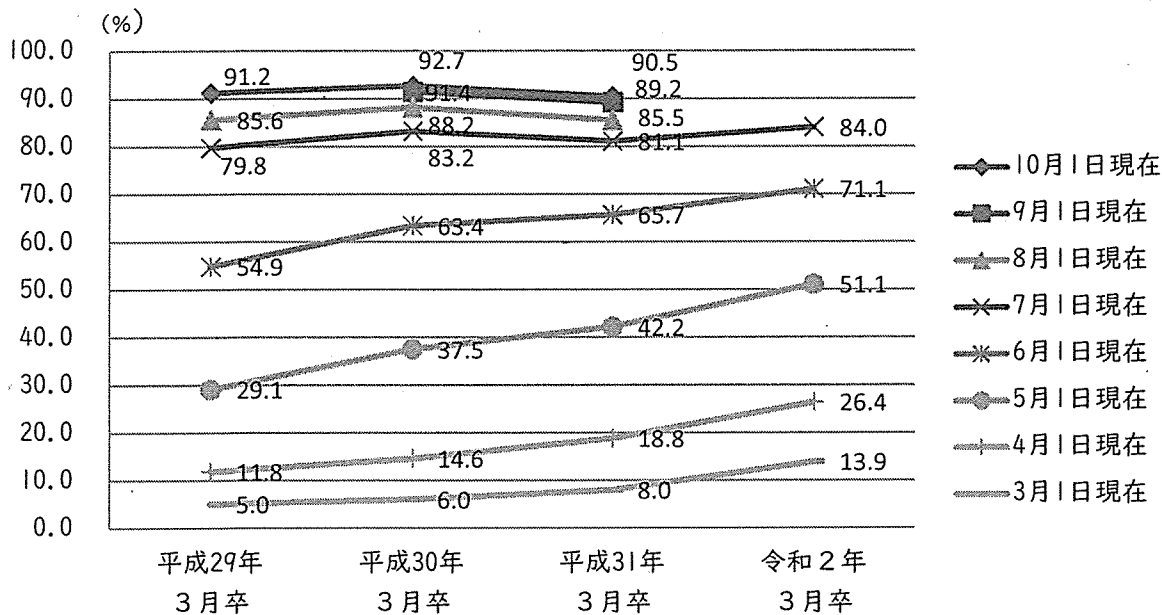
平成 30 年 9 月、日本経済団体連合会（経団連）が、中長期的な観点から我が国の採用活動の在り方を議論すべきとの提起と併せて、経団連としては、令和 3 年以降の卒業・修了予定の学生の就職・採用活動からは、「採用選考に関する指針」を策定しないことを決定しました。これにより、就職・採用活動の開始時期の目安は廃止されました。

経団連の方針決定を受けて、政府主導で新たな枠組みを検討することとなり、平成 31 年 3 月、従来のルール維持を基本とした「2020 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動日程に関する考え方」をとりまとめました。

	3 月 1 日	6 月 1 日	8 月 1 日	10 月 1 日
平成 29 年卒 ～令和 3 年卒	広報活動開始	採用選考活動		正式な内定日
平成 28 年年卒	広報活動開始		採用選考活動	正式な内定日

(2) 内定の早期化

令和2年の卒業予定者の採用面接は、6月1日に正式に解禁されましたが、その時点での内定率は84.0%になっています。また、令和2年卒業者の3月1日時点の内定率は13.9%、4月1日時点で26.4%、5月1日で、51.1%と内定の早期化が年々進んでいます。



出典：(株)ディスコ

※選考解禁は、平成29(2017)年卒から6月

6 入管法の改正

外国人材の受け入れを拡大するため、「出入国管理及び難民認定法」が平成30年12月に改正されました。学ぶ目的で来日した技能実習生や留学生が多くを占め、就労目的の在留資格は医師や弁護士など「高度な専門人材」に限って認められてきましたが、新たな資格「特定技能」を設け、人手不足が特に深刻な建設業や介護、農業などで、即戦力となる外国人材を受け入れることとしています。

留学生においては、所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法就労等につながっていることが懸念されていることから、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」が令和元年6月に策定されました。留学生の在籍管理状況の迅速な把握と指導の強化等を徹底し、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置等の導入が行われています。